

行田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指すため、パートナーシップにある2人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを約した2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (2) 市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (5) 民法第734条又は第735条の規定により婚姻することができない者でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って市職員の面前において、行田市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類（宣誓をする日前3月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 住民票の写し（市内への転入を予定している場合は、その事実が確認できる書類）

(3) 戸籍抄本、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、宣誓をしようとする者は、自ら宣誓書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下で、当該宣誓をしようとする者以外の者にこれを代筆させることができる。

3 第1項の場合において、宣誓をしようとする者は、宣誓書に記載する氏名に通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を併記することができる。

4 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。

5 宣誓は、市長が指定する場所において行うものとする。

6 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかを提示させるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（受領証の交付）

第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓がされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、行田市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

（受領証の再交付）

第6条 前条の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、市長に対し、行田市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証を再交付するものとする。

(届出事項の変更)

第7条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があったとき（次条第1項各号に規定する場合を除く。）は、行田市パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に届け出るものとする。

(受領証の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、行田市パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号）に受領証を添えて、市長に返還するものとする。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合（特別な事情により双方の意思によることができないと市長が認める場合を含む。）
- (2) 宣誓者の一方が死亡した場合
- (3) 第3条各号に該当しなくなった場合

2 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正の手段により宣誓をしたときは、当該宣誓者の受領証を無効とし、返還させるものとする。

(対象者に対する配慮)

第9条 市長は、宣誓をしようとする者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

(周知啓発)

第10条 市長は、多様な性に対する市民、事業者等の理解を深め、パートナーシップの宣誓に関する施策の推進について協力が得られるよう、必要な周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

行田市パートナーシップ宣誓書

年 月 日

行田市長

私たちは、行田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、ここに署名します。

	宣 誓 者	宣 誓 者
フリガナ		
氏 名		
フリガナ		
通 称		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		

※ 代筆の場合
代筆者 住所

氏名

様式第2号（第4条関係）

誓約書

年 月 日

行田市長


私たちは、行田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、以下の内容を確認した上で、パートナーシップの宣誓を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、行田市パートナーシップ宣誓書の写しと行田市パートナーシップ宣誓書受領証を市に返還します。

氏名 _____ 氏名 _____
 通称 _____ 通称 _____

要綱	確認事項（該当するものは□に「✓」をつけてください。）	
第2条 第1号	（関係性） 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを約した関係である。	<input type="checkbox"/>
第3条 第1号	（年齢要件） 宣誓当日、双方が成年に達している。	<input type="checkbox"/>
第3条 第2号	（住所要件） 下記のいずれかに該当すること。	
	(1) 双方が市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	(2) 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内へ転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
	(3) 双方が市内へ転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
	※ (2)・(3)の転入を予定している方は、転入予定者の氏名及び転入予定日をご記入ください。 転入予定者氏名 (転入予定日 年 月 日) 転入予定者氏名 (転入予定日 年 月 日)	
第3条 第3号、第4号	（独身要件） 双方に配偶者がおらず、かつ、宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にない。	<input type="checkbox"/>
第3条 第5号	（近親者でない） 宣誓をする者同士が、民法（明治29年法律第89号）第734条又は第735条の規定により婚姻することができないとされている関係でない。	<input type="checkbox"/>

※ 転入予定の場合は、転入後、速やかに住民票の写しを提出してください。

<p> 行田市パートナーシップ宣誓書受領証</p> <p>行田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証明します。</p> <p>_____ 様 _____ 様</p> <p>第 号</p> <p>宣誓日 年 月 日</p> <p>行田市長</p>
--

<p>この受領証は、行田市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓したことを証するものです。</p> <p>この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>【戸籍上の氏名】（通称使用の場合）</p> <p>_____ 様 _____ 様</p>

寸法は、（縦54mm×横86mm）とする。

様式第4号（第6条関係）

行田市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

年 月 日

行田市長

住所

申請者 氏名

電話番号

行田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定により、
行田市パートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに✓をしてください。）

紛失

毀損

その他（ ）

様式第5号（第7条関係）

行田市パートナーシップ宣誓事項変更届

年 月 日

行田市長

住所

届出者 氏名

電話番号

行田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

変更事項

	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
氏 名		
フリガナ		
通 称		
住 所		

様式第 6 号（第 8 条関係）

行田市パートナーシップ宣誓書受領証返還届

年 月 日

行田市市長

住所

届出者 氏名

電話番号

行田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 8 条第 1 項の規定により、
行田市パートナーシップ宣誓書受領証を返還します。

返還の理由（いずれかに✓をしてください。）

- パートナーシップを解消した。
- 宣誓者の一方が死亡した。
- 行田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 3 条各号に該当し
なくなった。